

新潟県学校環境衛生定期検査実施要領

2020年4月1日

学校環境衛生定期検査の実施について

新潟県学校薬剤師会

定期検査の実施に当たっては、学校保健安全法第6条第1項の規定に基づき定められた「学校環境衛生基準」に従い、下記事項に留意して行ってください。

記

- この実施要領は、県立、市町村立、国立及び私立等すべての学校（園）を対象とし、分校については、本校と同様に1校として実施すること。
- 定期検査の種類、年間回数、検査期間及び提出期限は下表のとおりとする。

定期検査の種類	年間回数	検査期間	提出期限
保健室の薬品管理	1	5月～7月	7月末日
理科室の薬品管理	1	5月～7月	7月末日
校地及び校舎の薬品管理	1	5月～7月	7月末日
学校の清潔及びネズミ・衛生害虫等	1	7月～10月	10月末日
騒音及び等価騒音レベル	1	6月～10月	10月末日
水泳プールの管理（施設設備）	1	6月～10月	10月末日
水泳プールの管理（水質）	1回以上		
雑用水の管理（水質）	1	5月～6月	6月末日
雑用水の管理（水質及び施設設備）	1	9月～11月	11月末日
飲料水の管理（水質及び施設設備）	1	9月～11月	11月末日
教室の採光及び照明	1	6月～7月	7月末日
	1	10月～2月	2月末日
黒板面の色彩	1	10月～2月	2月末日
揮発性有機化合物	1	6月～9月	10月末日
ダニアルゲン	1	6月～9月	10月末日
教室等の換気及び保温（冷房設備稼働時）	1	7月～9月	9月末日
教室等の換気及び保温（暖房設備稼働時）	1	12月～2月	2月末日

- 定期検査は学校薬剤師が出校して行うこととする。但し、以下に示す検査において測定機器が整備されていない等の理由により実施できない場合は、検査機関に委託して行うことができる。

- ① 水泳プール、飲料水及び雑用水の水質検査
- ② 揮発性有機化合物について、アクティブ法による採取及び分析、パッシブ法による分析
- ③ 教室等の換気及び保温（浮遊粉じん、気流、二酸化窒素等）
- ④ 等価騒音レベルの測定

- 4 検査に当たっては、予め学校が準備した以下に示す図面や記録等を参考に行うこと。

- ① 保健室の薬品台帳（種類・名称・数量等）
- ② 理科室や校地校舎の毒物及び劇物等の薬品台帳
- ③ 理科室や校地校舎の危険物については、少量危険物倍数調査表1,2の記入と少量危険物倍数の算出値、また灯油の地下貯蔵タンク等危険物貯蔵所該当の場合は在庫管理表と定期点検記録
- ④ 学校プール管理日誌
- ⑤ 飲料水及び雑用水の施設設備の図面
- ⑥ 学校の清潔については大掃除の実施記録
- ⑦ ネズミ・衛生害虫等については生息及び駆除に関する記録

- 5 定期検査の結果、改善措置が必要な場合、また、検査器具の不備や検査費用の不足等の理由により検査を実施できない場合は、検査票の指導助言事項欄に記入し改善を図ること。

＜参考＞ 学校薬剤師の職務

学校保健安全法施行規則

第24条 学校薬剤師の職務執行の準則

- 一 学校保健安全計画及び学校安全計画の立案に参加すること。
 - 二 第一条の環境衛生検査に従事すること。
 - 三 学校の環境衛生の維持及び改善に関し、必要な指導と助言を行うこと。
 - 四 法第八条の健康相談に従事すること。
 - 五 法第九条の保健指導に従事すること。
 - 六 学校において使用する医薬品、毒物、劇物並びに保健管理に必要な用具及び材料の管理に関し必要な指導と助言を行い、及びこれらのものについて必要に応じ試験、検査又は鑑定を行うこと。
 - 七 前各号に掲げるもののほか、必要に応じ、学校における保健管理に関する専門的事項に関する技術及び指導に従事すること。
- 2 学校薬剤師は、前項の職務に従事したときは、状況の概要を学校薬剤師執務記録簿に記入し校長に提出するものとする。

学校薬剤師執務記録簿の記入例

学校薬剤師執務記録簿				
12月15日（火）		校長・園長印	学校薬剤師印	供 覧
執 務 事 項	1. 教室等の換気及び保温			
指導助言事項	1. 検査器具がないため、浮遊粉じん・気流・二酸化窒素の検査を実施できなかった。 検査器具の整備をお願いします。			
月 日（ ）		校長・園長印	学校薬剤師印	供 覧

○ 記載上の留意事項

- (1) 「学校保健安全法施行規則第24条 学校薬剤師の職務執行の準則」により、執務事項及び指導助言事項を記入する。また、保健管理に関する専門的事項について電話で指導助言したときはその旨を記録し、〔電話〕と明記する。執務事項の記載内容は次のとおりとする。
- ① 定期検査の内容
 - ② 検査実施の事前打合せ、試薬などの調製、測定機器の準備
 - ③ 検査結果報告のための出向、学校からの質疑の内容
 - ④ 学校保健委員会等学校行事への参加、担当校における環境衛生関連活動
 - ⑤ 研究大会、講習会等学校保健関連会合への出席 等
- (2) 学校薬剤師が環境衛生定期検査を実施するため執務した場合は、執務事項及び指導助言事項は簡単に記載し、教育委員会提出用の検査票の控を貼付してもよい。

○ 保存期間：5年間

保健室の薬品管理		学校・園名		学番：	
		検査年月日		年 月 日	
		学校薬剤師名			
		学校・園長名		印	
(注意事項) 1 この検査は「学校保健安全法施行規則」に基づき保健室の薬品類について行うもので、検査事項は「薬機法」等の規定を準用している。検査は「学校における薬品管理の手引 -六訂版-」等を参考に実施すること。 2 不用薬品の廃棄は、原則として業者に委託することとするが、試薬メーカーのSDSにおいて、廃棄量が少ない場合の参考法として記載され、学校での処理が可能な場合は次の方法で行うことができる。 ① 排水：排水基準に注意する ② 焼却：自治体の基準に注意する ③ 埋立：地下水汚染に注意する 3 廃棄量はg・mL・錠・本数等を記入すること。 4 保健室、理科室、 校地及び校舎の検査票 は一緒に提出のこと。					
検 査 事 項				判 定	
管理責任者及び取扱責任者はいる				適 否	
医薬品管理表（購入年月日、購入量、残量等）を整備し活用している				適 否	
医薬品の容器・被包表示に間違いはない				適 否	
使用期限切れ・有効期限切れの医薬品はない				適 否	
内用薬と外用薬を区別して保管している				適 否	
薬 品 戸 棚	直射日光、湿気、暖房等に注意し、必要な場合冷蔵保存している			適 否	
	転倒・転落防止（耐震措置）をしている			適 否	
	施錠している			適 否	
劇 薬	劇薬の有無（例）オラブリス、ミラノール等のフッ化物洗口剤等			有 無	
	「有」の場合	品名（ ）			
		普通薬と区別して保管している		適 否	
		施錠している		適 否	
	容器・被包に表示はある		適 否		
救急用バッグ	医薬品等の点検を定期的に行っている			適 否	
エ ピ ペ ン	使用している児童生徒の有無			有（ 人 ） 無	
	「有」の場合	保管場所： 管理状況： 適 否 講習会実施の有無： 有 無 教職員の共通理解： 適 否			
廃 棄	学校薬剤師の指導により不用薬品の廃棄は適切である			適 否	
廃 棄 薬 品	品 名	量（g・mL・錠）・本数	廃棄の理由	廃棄方法	
				業者 排水 焼却 埋立	
				業者 排水 焼却 埋立	
				業者 排水 焼却 埋立	
				業者 排水 焼却 埋立	
指導助言事項			改善措置[学校記入欄]		

理 科 室 の 薬 品 管 理			学 校 名		学 番 :		
			検 査 年 月 日		年 月 日		
			学校薬剤師名				
			学 校 長 名		印		
(注意事項) 1 この検査は、「学校保健安全法施行規則」に基づき、理科室（準備室、実習室等）の薬品について行うもので、 検査事項は「毒物及び劇物取締法」、「消防法」、「労働安全衛生法」等の規定を準用している。 2 理科室が複数ある場合（化学科・生物学科・工業化学科等）は、部屋ごとに検査すること。 3 少量危険物倍数については、別紙の表により管理責任者又は取扱責任者が算出した数値を記入のこと。 4 廃棄を指導した薬品や実験廃液の数量は g・mL・本数等を記入し、廃棄方法は保健室と同様に記入すること。 5 保健室、理科室、校地及び校舎の検査票と一緒に提出のこと。							
保 管 場 所			準備室・実習室等の室名				
検 査 事 項							
管理責任者及び取扱責任者を決めている			適 否	適 否	適 否	適 否	
薬品台帳を整備し活用している			適 否	適 否	適 否	適 否	
外部者の侵入防止措置をしている			適 否	適 否	適 否	適 否	
薬 品 庫	設置場所は適切である(直射日光、冷暗所等)		適 否	適 否	適 否	適 否	
	耐震措置(転倒・転落防止)をしている		適 否	適 否	適 否	適 否	
	施錠設備はある		適 否	適 否	適 否	適 否	
毒 物 ・ 劇 物	普通物と区別して専用に保管している		適 否	適 否	適 否	適 否	
	専用保管庫の鍵の管理責任者はいる		適 否	適 否	適 否	適 否	
	毎学年3回定期的に在庫量を確認している		適 否	適 否	適 否	適 否	
	飲食用容器は使用していない		適 否	適 否	適 否	適 否	
	表 示	医薬用外毒物(赤地に白字) 薬 品 庫 医薬用外劇物(白地に赤字) 容器被包	適 否	適 否	適 否	適 否	
危 険 物	危険物の有無		有 無	有 無	有 無	有 無	
	「有」の場合 の 場 合	薬品庫の材質は不燃性である	適 否	適 否	適 否	適 否	
		配置の工夫で混合発火を防止している	適 否	適 否	適 否	適 否	
		消火設備(消火器、乾燥砂等)はある	適 否	適 否	適 否	適 否	
		少量危険物倍数(小数点以下2桁まで)					
		1以上	消防署長に提出している	適 否	適 否	適 否	適 否
		の	少量危険物貯蔵所の表示はある	適 否	適 否	適 否	適 否
場 合	注意事項の掲示板はある	適 否	適 否	適 否	適 否		
業者から危険・有害薬品のSDSの提供を受けている			適 否	適 否	適 否	適 否	
絵表示(ピクトグラム)が必要な薬品の容器にある			適 否	適 否	適 否	適 否	
不用薬品の廃棄は薬剤師の指導により適切である			適 否	適 否	適 否	適 否	
廃 棄 薬 品	品 名		量 (g・mL)・本数	廃棄の理由		廃棄方法	
						業者 排水 焼却 埋立	
						業者 排水 焼却 埋立	
						業者 排水 焼却 埋立	
						業者 排水 焼却 埋立	
指導助言事項			改善措置 [学校記入欄]				

校地及び校舎の薬品管理			学 校・園 名		学 番：			
			検 査 年 月 日		年 月 日			
			学校薬剤師名					
			学校・園長名		印			
(注意事項)								
1 この検査は「学校保健安全法施行規則」に基づき、校地及び校舎の薬品類について行うもので、検査事項は「農薬取締法」、「毒物及び劇物取締法」、「消防法」等の規定を準用している。 2 保管場所ごとに薬品の種類の番号(①灯油 ②ガソリン類 ③農薬類 ④塗料 ⑤清掃用化学薬品)を記入し、該当のもの(危険物 毒物 劇物 普通物)に○をつけること。 3 少量危険物倍数※は、別紙の表により管理責任者又は取扱責任者が算出した数値を記入のこと。 4 廃棄を指導した薬品類の数量はg・mL・本数等を記入し、廃棄方法は保健室と同様に記入すること。								
検 査 事 項			保 管 場 所					
			薬 品 の 種 類					
			危 毒 劇 普	危 毒 劇 普	危 毒 劇 普	危 毒 劇 普	危 毒 劇 普	
共通事項	管理責任者及び取扱責任者を決めている		適 否	適 否	適 否	適 否	適 否	
	薬品台帳を整備し活用している		適 否	適 否	適 否	適 否	適 否	
	外部者の侵入防止措置をしている		適 否	適 否	適 否	適 否	適 否	
	薬品庫	設置場所(暖房、湿気、直射日光、冷暗所)	適 否	適 否	適 否	適 否	適 否	
		耐震措置(転倒・転落防止)をしている	適 否	適 否	適 否	適 否	適 否	
		施錠している	適 否	適 否	適 否	適 否	適 否	
	絵表示(ピクトグラム)が必要な薬品の容器に表示はある		適 否	適 否	適 否	適 否	適 否	
不用薬品の廃棄は薬剤師の指導で適切に行われている		適 否	適 否	適 否	適 否	適 否		
毒物・劇物	普通物と区別して専用に保管している		適 否	適 否	適 否	適 否	適 否	
	専用保管庫の鍵の管理責任者はいる		適 否	適 否	適 否	適 否	適 否	
	毎学年3回定期的に在庫量を確認している		適 否	適 否	適 否	適 否	適 否	
	飲食用容器は使用していない		適 否	適 否	適 否	適 否	適 否	
	表 示	医薬用外毒物(赤地に白字)	薬品庫 容器・被包	適 否	適 否	適 否	適 否	適 否
		医薬用外劇物(白地に赤字)		適 否	適 否	適 否	適 否	適 否
危険物	薬品庫の材質は不燃性である		適 否	適 否	適 否	適 否	適 否	
	仕切り板等の使用や薬品の配置の工夫により混合発火を防止している		適 否	適 否	適 否	適 否	適 否	
	消火設備(消火器、乾燥砂等)はある		適 否	適 否	適 否	適 否	適 否	
	少量危険物倍数(小数点以下2桁まで) ※							
	「倍数」	消防署長に提出している	適 否	適 否	適 否	適 否	適 否	
		1 以上	少量危険物貯蔵所の表示はある	適 否	適 否	適 否	適 否	適 否
		5 未満	注意事項の掲示板はある	適 否	適 否	適 否	適 否	適 否
	「倍数」	日常点検:在庫管理表を記入している	適 否	適 否	適 否	適 否	適 否	
5 以上		定期点検:記録を3年間保存している	適 否	適 否	適 否	適 否	適 否	
廃棄薬品	品 名		量 (g・mL)・本数		廃 棄 の 理 由		廃 棄 方 法	
							業者 排水 焼却 埋立	
							業者 排水 焼却 埋立	
							業者 排水 焼却 埋立	
							業者 排水 焼却 埋立	
指導助言事項			改善措置[学校記入欄]					

少量危険物倍数調査表 2 (校地・校舎)	調査年月日	年 月 日	記入者	
----------------------	-------	-------	-----	--

(記載上の注意事項)

- 校地・校舎の危険物には、灯油、ガソリン類、農薬類、有機溶剤含有の塗料等の薬品がある。
記入例を参考に、保管場所毎に該当する危険物を記入のこと。
- 灯油の貯蔵保管量は、冬期における最大貯蔵量を記入のこと。
- 少量危険物指定数量は消防法危険物指定数量の 1/5 である。少量危険物倍数は、貯蔵保管量 ÷ 少量危険物指定数量で求める。同一の場所で複数保管している場合は、それぞれ倍数を求め合計する。
- 少量危険物倍数 1 以上 5 未満の場合は少量危険物貯蔵所に該当するので、保管場所毎に消防署長への届出と少量危険物貯蔵所の表示が必要である。また、5 以上の場合は危険物貯蔵所として「消防法」の規制を受けるため、県知事等の許可と危険物取扱者の配置が必要である。
- 「消防法」の規定により一棟毎に数えるが、コンクリートで間仕切りされていれば一室毎に数えることができる。

<記入例>保管場所 (屋外用ホームタンク)

類	品 名	薬 品 名	少量危険物指定数量 A	貯蔵保管量 B	少量危険物倍数 B/A
四	第二石油類	灯油	200 L	180 L	0.9
少量危険物倍数合計※					0.9

<記入例>保管場所 (地下貯蔵タンク)

類	品 名	薬 品 名	少量危険物指定数量 A	貯蔵保管量 B	少量危険物倍数 B/A
四	第二石油類	灯油	200 L	3000 L	15
少量危険物倍数合計※					15

保管場所 ()

類	品 名	薬 品 名	少量危険物指定数量 A	貯蔵保管量 B	少量危険物倍数 B/A
少量危険物倍数合計※					

保管場所 ()

類	品 名	薬 品 名	少量危険物指定数量 A	貯蔵保管量 B	少量危険物倍数 B/A
少量危険物倍数合計※					

保管場所 ()

類	品 名	薬 品 名	少量危険物指定数量 A	貯蔵保管量 B	少量危険物倍数 B/A
少量危険物倍数合計※					

保管場所 ()

類	品 名	薬 品 名	少量危険物指定数量 A	貯蔵保管量 B	少量危険物倍数 B/A
少量危険物倍数合計※					

保管場所 ()

類	品 名	薬 品 名	少量危険物指定数量 A	貯蔵保管量 B	少量危険物倍数 B/A
少量危険物倍数合計※					

少量危険物倍数調査表1(理科室)		調査年月日	年 月 日	記入者	
(記載上の注意事項)					
1 指定数量 (A) は少量危険物指定数量、倍数 (B/A) は少量危険物倍数を意味する。 2 少量危険物倍数 1 以上の場合は少量危険物貯蔵所として保管場所毎に消防署長への届出と少量危険物貯蔵所の表示を行うこと。					

類	品 名	薬 品 名	貯蔵保管量 (B) / 指定数量 (A)	倍数 (B/A)		
第一類	塩素酸塩類	塩素酸カリウム 塩素酸ナトリウム 塩素酸バリウム	/10 Kg			
	過塩素酸塩類	過塩素酸アンモニウム 過塩素酸マグネシウム	/10 Kg			
	無機過酸化物	過酸化ナトリウム	/10 Kg			
		過酸化鉛				
		過酸化バリウム				
	亜塩素酸塩類	亜塩素酸ナトリウム	/10 Kg			
	硝酸塩類	硝酸銀	/10 Kg			
		硝酸第二水銀				
		硝酸セシウム				
		硝酸銅				
		硝酸バリウム	/60 Kg			
		硝酸アンモニウム	/200 Kg			
		硝酸カリウム				
		硝酸クロム				
		硝酸第一水銀				
		硝酸ストロンチウム				
		硝酸セリウム				
		硝酸ナトリウム				
	硝酸ビスマス					
	よう素酸塩類	よう素酸カリウム よう素酸ナトリウム	/10 Kg			
過マンガン酸塩類	過マンガン酸カリウム	/10 Kg				
重クロム酸塩類	ニクロム酸アンモニウム ニクロム酸カリウム	/200 Kg				
クロムの酸化物	酸化クロム	/200 Kg				
亜硝酸塩類	亜硝酸カリウム 亜硝酸ナトリウム	/10 Kg				
次亜塩素酸塩類	高度サラシ粉 次亜塩素酸カルシウム	/10 Kg /60 Kg				
塩素化イソシアヌル酸	塩素化イソシアヌル酸	/200 Kg				
第 二 類	硫化りん	硫化りん	/20 Kg			
	赤りん	赤りん	/20 Kg			
	硫黄	硫黄	/20 Kg			
	鉄粉	鉄粉 (還元鉄)	/100 Kg			
	アンチモン	アンチモン	/20 Kg			
	マグネシウム	マグネシウム	/20 Kg			
第二類	カリウム	カリウム	/2 Kg			
	ナトリウム	ナトリウム	/2 Kg			
	黄りん	黄りん	/4 Kg			
	アルカリ金属及び アルカリ土類金属	リチウム カルシウム	/10 Kg			
	カルシウムの炭化物	炭化カルシウム	/10 Kg			
第四類	特殊引火物	アセトアルデヒド コロジオン ジエチルエーテル 二硫化炭素	/10 L			
	第一石油類	酢酸エチル 酢酸ビニル 酢酸メチル シクロヘキサン シクロヘキセン ジクロロエタン シンナー 石油エーテル 石油ベンジン トルエン ナフサ 二硫化エチル ヘキサン ベンゼン メチルエチルケトン リグロイン	/40 L			
		ガソリン			/80 L	
		アセトン				
		ギ酸エチル				
		ギムザ液				
		ピリジン				

類	品 名	薬 品 名	貯蔵保管量 (B) / 指定数量 (A)	倍数 (B/A)
第四類	アルコール類	エタノール プロピルアルコール 変性アルコール メタノール	/80 L	
	第二石油類	アニソール キシレン クロロベンゼン 酢酸アミル 酢酸イソアミル 酢酸ブチル スチレンモノマー テレピン油 灯油 ケロシン (軽油) ブタノール ベンズアルデヒド	/200 L	
		アミルアルコール エチレンクロロヒドリン エチレンジアミン ギ酸 酢酸 無水酢酸 プロピオン酸	/400 L	
	第三石油類	アニリン 塩化ベンゾイル オクチルアルコール オレイン酸 カナダバレスサム クレオソート m-クレゾール サリチルアルデヒド o-ジクロロベンゼン ジメチルアニリン 重油 ツェーデル油 トルイジン o-ニトロトルエン ニトロベンゼン フェニルヒドラジン ヘキサメチレンジアミン ベンジルアルコール リノール酸	/400 L	
		エチレングリコール グリセリン ジクロル酢酸 ポリエチレングリコール (200・300) 酪酸	/800 L	
		ポリエチレングリコール (400・600) 流動パラフィン	/1200 L	
	第四石油類			
第五類	有機過酸化物	過酸化ベンゾイル	/2 Kg	
	硝酸エステル類	硝酸エステル	/2 Kg	
	ニトロ化合物	ニトログリセリン ニトロセルロース	/2 Kg	
		ピクリン酸 フラビアン酸	/20 Kg	
	アゾ化合物	2,2-アゾビス(イソブチロニトリル)	/20 Kg	
第六類	過酸化水素	過酸化水素 (50%以上)	/60 Kg	
	硝酸	発煙硝酸	/60 Kg	
	その他	三塩化よう素	/60 Kg	
少量危険物倍数合計				

飲料水・雑用水の水質及び施設設備			学 校・園 名		学 番：								
			検 査 年 月 日		年 月 日								
			学校薬剤師名										
			学校・園長名		印								
(注意事項)													
1 方法及び基準は「学校環境衛生基準」による。 2 検査機関による検査項目及び検査回数は水質の種類により異なるので、「基準」に従い実施すること。専用水道の原水は「水道法」に基づき水道事業者が実施するため、また上水道直結給水の場合も水質検査を省略できる。 3 学校薬剤師が当日行う遊離残留塩素等の水質検査に当たっては、給水栓末端で十分放水後に採取すること。 4 飲料水（年1回）及び雑用水（年2回）の水質検査結果の「写」を添付のこと。													
施設設備	種 類	水道法 適 用	・上水道直結（給水人口が5001人以上） ・簡易水道（給水人口が101～5000人） ・簡易専用水道（水槽容量10 m ³ を超える） ・小規模貯水槽水道（水槽容量が10 m ³ 以下） ・専用水道（居住者101人以上又は1日最大給水量20 m ³ を超え、かつ水槽容量100 m ³ を超える等）										
		水道法 適用外	・専用水道（居住者101人以上又は1日最大給水量20 m ³ を超えるもの） ・規模供給施設（給水人口が50～100人） ・飲用井戸 ・その他（ ）										
	飲 料 水	水 槽 式	設 置 場 所	地上	半地下	地下	地上	半地下	地下	地上	半地下	地下	
			有 効 容 量	m ³			m ³			m ³			
			故障・破損・老朽・漏水	適	否		適	否		適	否		
			雨水・汚水・異物等混入	適	否		適	否		適	否		
			下水等の逆流	適	否		適	否		適	否		
			清掃年月日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	
			塩素消毒設備がある場合	適	否		適	否		適	否		
			高 置 水 槽	故障・破損・老朽・漏水	適	否		適	否		適	否	
			雨水・汚水・異物等混入	適	否		適	否		適	否		
			下水等の逆流	適	否		適	否		適	否		
		清掃年月日	年	月	日	年	月	日	年	月	日		
		井 戸 水 等	汚水、雨水、異物等の混入のおそれや下水管、便所等の汚水源はない						適	否			
		配管・給水栓 給水ポンプ等	給水栓は吐水口空間が確保されている						適	否			
			外部からの汚染は受けていない						適	否			
			故障、破損、老朽や漏水等の箇所はない						適	否			
			材料及び塗装						適	否			
		雑 用 水	清 潔 状 態	施設や設備及び環境の清潔状態は良好である						適	否		
			図面及び書類	施設設備の図面及び書類を整備し、維持管理は良好である						適	否		
	給 水 管		雑用水の表示はある	適	否		誤配管・誤接合・漏水はない	適	否				
	給 水 栓		鍵付き又は使用時のみ 取り付けている	適	否		雑用水の表示はある	適	否				
	貯 水 槽		破損や腐蝕はない	適	否		汚れや異物はない	適	否				
			防水不良はない	適	否		衛生害虫の発生はない	適	否				
	飲料水の補給		逆流しないよう間接給水をしている						適	否			
	水 洗 便 所		手洗い付きの洗浄用タンクは使用していない						適	否			
	図面及び書類		施設設備の図面及び書類を整備し、維持管理は良好である						適	否			
	水 質		検査項目	遊離残留塩素	外 観		臭 気		味				
飲 料 水		mg/L	適	否	適	否	適	否					
雑 用 水		mg/L	適	否	適	否	—						
指導助言事項				改善措置〔学校記入欄〕									

教室の採光及び照明 黒板面の色彩				学 校・園 名		学 番：						
				検 査 年 月 日		年 月 日（天候 ）						
				学校薬剤師名								
				学校・園長名		印						
（注意事項） 1 方法及び基準は「学校環境衛生基準」による。 2 JIS C 1609 の規格に適合する照度計を使用し、条件の悪い教室で点灯時に、右図に示す測定点で測定する。 3 検査は(1) コンピュータを使用しない教室及び(2-1) コンピュータ教室又は(2-2) タブレット等を使用する教室 で行う。 4. ホワイトボードは基準がないため検査は不要である。 4 黒板面の色彩は黒板検査用色票を用いて教室の照度と同じ9カ所で行い、色相は記号を記入のこと。				1m 教 室  1m 前 中 後 左側 中央 右側 30cm 黒 板  10cm 上 中 下 左側 中央 右側								
				教室の採光及び照明（検査年月日： 回 月 日）								
				室 名		(1)：		□ (2-1)PC室・□ (2-2)：		基 準		
				在室の有無		在室 不在		在室 不在		照 度		
カーテン等		有（使用 不使用） 無		有（使用 不使用） 無		教 室						
照 度	測 定 箇 所	机 上	黒 板	机 上	画 面	黒 板						
	測 定 点	L 1						机上 （水平面）				
		L 2						黒板 （垂直面）				
		L 3						300lx (*1)				
		C 1						500lx (*3)				
		C 2						テレビ画面				
		C 3						100～500lx(*3)				
		R 1						コンピュータ使用教室				
		R 2						机上 （水平面）				
		R 3						コンピュータ （垂直面）				
最大照度						500～1000 lx (*3)						
最小照度						100～500 lx(*3)						
最大最小比	: 1		: 1		: 1		最大最小比					
照 明 具 数 （故障数）	個 （ 個）	個 （ 個）	個 （ 個）	個 （ 個）	個 （ 個）	個 （ 個）	20：1を超えないこと(*2)					
テ レ ビ	有（画面： lx） 無		有（画面： lx） 無				10：1を超えないこと(*3)					
ま ぶ し さ	教 室	黒板の外側 15 度以内の範囲に輝きの強い光線(昼光の場合は窓)はない					適 否					
		黒板面に見え方を妨害する光沢はない					適 否					
		机上面に見え方を妨害する光沢はない					適 否					
		テレビ画面に見え方を妨害する電灯や明るい窓等はない					適 否					
	コンピュータを 使用する教室	ディスプレイ面に見え方を妨害する電灯や明るい窓はない					適 否					
		机上面に見え方を妨害する光沢はない					適 否					
黒板面の色彩（検査年月日： 月 日）												
年 組	種 類	基 準		L 1	L 2	L 3	C 1	C 2	C 3	R 1	R 2	R 3
	無 彩 色	明度は3を超えない	明度									
	有 彩 色	明度は4を超えない	彩度									
	色相：	彩度は4を超えない	判定	適 否	適 否	適 否	適 否	適 否	適 否	適 否	適 否	適 否
指導助言事項				改善措置[学校記入欄]								

教室の換気及び保温	学 校・園 名		学 番：	
	検 査 年 月 日		年 月 日 時 限（天候 ）	
	学校薬剤師名			
	学校・園長名		印	
（注意事項） 1 方法及び基準は「学校環境衛生基準」による。基準欄の※印は「望ましい基準」を意味する。 2 二酸化炭素について1回測定の場合は授業終了直前に測定すること。 3 浮遊粉じん及び気流は、温度、湿度又は流量を調節する設備の稼働時（冬季は暖房、夏季は冷房）に行うこと。 浮遊粉じんの検査結果が基準値の1/2以下で、以後環境に変化がなければ次年度以降の検査を省略できる。 また、夏季等で燃焼器具を使用しない場合は、一酸化炭素及び二酸化窒素の検査を省略できる。 （1）浮遊粉じん・気流・一酸化炭素・二酸化窒素の測定を行うもの <例> ファンヒーター（ガス・石油） （2）浮遊粉じん・気流の測定を行うもの <例> エアコン（冷房）エアコン（暖房）電気ファンヒーター （3）一酸化炭素・二酸化窒素の測定を行うもの <例> ストーブ（ガス・灯油・薪・ペレット等） 4 小学校の場合はできるだけ高学年の教室を選ぶこと。				
教室構造	測定教室： 年 組 鉄筋 木造 プレハブ その他（ ）			
暖房設備	・ ガスストーブ ・ 石油ストーブ ・ 薪ストーブ ・ ペレットストーブ ・ ガスファンヒーター（FF式 半密閉式 開放式） ・ 石油ファンヒーター（FF式 半密閉式 開放式） ・ 電気ファンヒーター（セラミック） ・ エアコン（中央式） ・ エアコン（個別式） ・ その他（ ）			
冷房設備	有（個別式エアコン 中央式エアコン その他： ） 無			
換気設備	有（換気扇 全熱交換器付換気扇 その他： ） 無			
検査項目	結 果		測定方法	基 準
(1) 二酸化炭素	① ppm	② ppm	☐ 検知管法 ☐ その他	※ 1500ppm以下
(2) 温 度	乾球： °C（湿球： °C）		☐ アスマン通風乾湿計 ☐ その他	※ 17°C以上 28°C以下
(3) 相 対 湿 度	%		☐ アスマン通風乾湿計 ☐ その他	※ 30%以上 80%以下
(4) 浮遊粉じん	mg/m ³		☐ Low-Volume Air Sampler 法 ☐ 相対濃度計法	0.10mg/m ³ 以下
(5) 気 流	m/秒		☐ カタ温度計 ☐ 微風速計	※ 0.5 m/秒以下
※カタ温度計法による計算式（普通カタ温度計を使用のこと。） T：降下時間＝平均 秒（1回目： 秒 2回目： 秒） f：カタ係数＝ H：冷 却 力＝f/T＝ / ＝ mcal/cm ² ・s θ：温 度 差＝36.5－室温＝ °C H/θ＝ V：気 流＝{[(H/θ)－0.20]/0.40} ² ＝ m/s（小数点以下2桁）				
(6) 一酸化炭素	ppm		☐ 検知管法 ☐ その他	10 ppm以下
(7) 二酸化窒素	ppm		☐ ザルツマン法 ☐ 検知管法 ☐ 試験紙光電光度法 ☐ その他	※ 0.06 ppm以下
測定時の 換気状況	窓	開（ 力所） 閉	欄 間	有（開： 力所 ・ 閉 ） 無
	ドア	開（ 力所） 閉	換気設備	有（ 使用 ・ 不使用 ） 無
指導助言事項			改善措置[学校記入欄]	